

知って安心 民事調停（第1回）

裁判に比べ簡単な手続でトラブル解決を図る「民事調停」。宇都宮簡易裁判所の専門家が5回にわたって内容や特色を解説する。

◇ ◇

Q 民事調停はどのような手続ですか。

A 裁判所が仲介役となって民事に関するさまざまなトラブルを話し合いで解決する手続です。簡易裁判所に申立てをすると、手続が開始されます。

Q 裁判との違いは。

A 裁判は双方の主張を証拠と法律に基づいて判断し、原告の請求が認められるかどうかを判決で決めますが、民事調停は話し合いの中でお互いの利益を調整し、双方にメリットのある柔軟な解決を目指します。

Q 仲介を行うのはどんな人ですか。

A 裁判官1名と民間から選任された調停委員2名による調停委員会が仲介します。

Q 調停委員はどのような人が選ばれていますか。

A 弁護士、司法書士、行政書士など各分野の専門家の方もいますし、会社・法人の役員、企業経営者など有識者の方もいます。事件の内容に合わせて適任の調停委員が担当となり、調停手続の中で専門家や有識者としての意見を聴くことができます。

Q 弁護士に依頼しなくても民事調停の申立てはできますか。

A 専門家に依頼しなくても簡易裁判所の窓口で備え付けられている申立書に必要事項を書き込むだけで申立てができます。申立書は裁判所のホームページ（HP）からも印刷できるので自宅で申立書に必要事項を記入し、裁判所へ郵送して申立てをすることもできます。実際、

多くの方が弁護士に依頼することなく、自分で申立てを行い調停の手続を進めています。

Q 民事調停の良い点は。

A ①円満で柔軟な解決。双方の利益をお互いに調整しながらトラブルを解決していくので円満で柔軟な解決が期待できます。②費用が安い。裁判所に納める手数料は裁判の約半分。例えば請求額が100万円の場合、申立手数料は裁判では1万円ですが調停では5千円です。③秘密が守られる。誰でも傍聴できる裁判と異なり、調停は非公開の手続ですので他人に知られたくないことも安心して話すことができます。④解決が早い。全国平均で、7割弱の事件が3か月以内、9割弱の事件が6か月以内に終了しています。⑤判決と同じ効力。双方が合意した内容は「調停条項」として「調停調書」に記載されます。調停調書は判決と同じ効力を持っているので調停条項の内容が履行されなければ強制執行を申し立てることができます。

詳しくはHP (<http://www.courts.go.jp/utsunomiya/>)をご覧ください。

(下野新聞1月21日より)